

●香川県告示第67号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成30年3月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 中土指道 第10号
- 2 指 定 年 月 日 平成30年3月7日
- 3 指定道路の位置 丸亀市飯山町川原字前砂子751番3の一部、752番1の一部及び同地先農道
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.15メートル及び5.00メートル～5.21メートル  
延長 32.50メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。